

○大阪大学学部学則（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（学部及び学科）

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

（収容定員）

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

（修業年限）

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限(長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。)は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。

5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の

単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修）

第10条の3 学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したもものとして認定することができる。

2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したもものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

（試験及び評価）

第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、A+からC-までを合格、Fを不合格とする。

A+（90点以上）

A（85点以上90点未満）

A-（80点以上85点未満）

B+（75点以上80点未満）

B（70点以上75点未満）

C+（65点以上70点未満）

C（61点以上65点未満）

C- (60点以上61点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科(文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあつては、同一学科の他の専攻分野)に入学を志願する者

(2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者

(3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者

2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。

3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、法学部が別に定める所定の単位を修得

した者

(3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）

(4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

2 前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 入学を許可された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、入学の許可を取り消すことがある。

(1) 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合

(2) その他総長が適当であると認めた場合

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

(1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長

の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めるときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めるときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科 看護学

保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部 工学

基礎工学部 工学

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。

3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長(大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第37条、第38条の2及び第40条において同じ。)は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第36条 学部において特定事項について攻読しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めるときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻読に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程(大阪大学全学交換留学プログラムに係るもの)にあっては、大阪大学全学交換留学プログラムに関する規程)で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することができる。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することが

できる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学(編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。)を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数又は月数分の授業料を第1項(ただし書を除く。)に準じて納付しなければならない。

4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第19条の2の規定により学生を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。)であつて、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予(月額分納の場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。

5 第49条第1項若しくは第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定(部局間協定を含む。)に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生

3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、公布の日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

大阪大学通則（昭和6年5月1日制定）

3 この通則施行の際、現に在学する旧制学部学生については、学期、修業年限、在学年数、学科課程、履修方法及び卒業については、なお従前の例による。

4 昭和27年3月31日以前に入学し、引続き在学する者並びに他の国立大学から転学した者の授業料については、なお従前の例による。

5 旧制の大学院に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、昭和28年8月1日から適用する。

2 昭和28年8月1日現在、法経学部法学科に在学する学生は、法学部法学科に、同じく経済学科に在学する学生は、経済学部経済学科に同日付をもって移籍するものとする。

附 則

1 この改正は、昭和30年4月1日から施行する。

2 従前の規定により、医学部医学科及び歯学部に入学者は、この改正にかかわらず、修業年限、在学年数、休学期間については、なお従前の規定による。

3 従前の規定により、医学部医学科及び歯学部への入学資格を得たものは、昭和31年3月31日までは、第8条但書の専門の課程へ入学を志願することができる。但し、昭和32年度以降の入学については、当該学部規程の定めるところによる。

附 則

1 この改正は、昭和30年7月1日から施行する。

2 昭和30年7月1日現在医学部薬学科に在学する学生は、薬学部薬学科に同日付をもって移籍するものとする。

附 則

この改正は、昭和30年11月16日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、昭和31年4月1日から施行する。

2 昭和31年3月31日以前に入学し、引続き在学する者（他の国立大学に2年以上在学し、引続き医学部および歯学部に入学者を含む。）の授業料の額については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和32年5月29日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和33年10月22日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和34年4月22日から施行する。

附 則

この改正は、昭和35年4月27日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和36年3月31日現在、工学部機械工学第2学科に在籍する学生は、昭和36年4月1日付をもって基礎工学部機械工学科に移籍するものとする。

附 則

この改正は、昭和36年11月15日から施行する。

附 則

この改正は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和38年3月20日から施行する。ただし、昭和38年3月31日現在外国人特別学生として在学中の者は、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和38年4月17日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 昭和38年3月31日以前に入学し、引き続き在学している者ならびに他の国立大学から転学した者の授業料については、なお従前の例による。
- 3 昭和38年3月31日以前に入学し、引き続き在学している選科生および専攻生の授業料については、当該学部規程に定められた在学期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。ただし、在学期間の延長された場合に、その延長期間の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。

附 則

この改正は、昭和39年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、昭和40年5月17日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、昭和41年5月11日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和42年5月17日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和43年6月19日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和44年7月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和45年5月20日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和46年5月19日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、昭和47年5月17日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年3月31日以前に入学し、引き続き在学している学生については、通則第1条、第29条及び第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後に転学、編入学又は再入学をした者の授業料は、通則第46条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度に入学した学生、選科生、聴講生及び研究生（昭和47年3月31日以前に入学し、引き続き在学を許可された研究生を含む。）の授業料は、昭和47年度に限り、前期

分にあつては、従前の例により、後期分にあつては、改正後の規定による。

5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している研究生で、通則第36条第2項ただし書により入学した者の授業料は、その在学期間が満了するまでの間は従前の額とする。

6 昭和47年度に入学を許可された者の入学料は、通則第45条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料は、通則第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和47年10月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、特別聴講学生の授業料については、昭和47年10月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、昭和48年5月16日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、第6条にかかる改正は、昭和48年4月12日から適用する。

2 昭和48年3月31日に文学部及び工学部冶金学科に在学している学生については、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 昭和50年3月31日に工学部冶金・金属材料工学科に在学している学生については、改正後の通則第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和50年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料は、改正後の通則第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和51年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年6月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和52年11月14日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年9月20日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年6月11日から施行する。

附 則

この改正は、昭和56年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月20日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年4月18日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、昭和60年7月17日から施行する。

附 則

1 この改正は、昭和61年4月16日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 大阪大学学生定員（昭和37年5月16日制定）は、廃止する。

3 昭和61年度から昭和63年度までの総定員及び総定員合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	昭和61年度総定員	昭和62年度総定員	昭和63年度総定員
文学部	哲学科	327	334	341

	史学科			
	文学科			
	美学科	1 2 3	1 2 6	1 2 9
	日本学科	3 5	7 0	1 0 5
	計	4 8 5	5 3 0	5 7 5
人間科学部	人間科学科	4 1 0	4 2 0	4 3 0
法学部	法学科	7 1 0	7 4 0	7 7 0
経済学部	経済学科	5 7 8	5 9 6	6 1 4
	経営学科	2 4 7	2 5 4	2 6 1
	計	8 2 5	8 5 0	8 7 5
理学部	数学科	2 0 0	2 0 0	2 0 0
	物理学科	1 7 7	1 9 4	2 1 1
	化学科	2 0 2	2 0 4	2 0 6
	生物学科	8 1	8 2	8 3
	高分子学科	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	計	7 8 0	8 0 0	8 2 0
医学部	医学科	6 8 0	6 8 0	6 8 0
歯学部	歯学科	4 4 0	4 4 0	4 4 0
薬学部	薬学科	1 6 0	1 6 0	1 6 0
	製薬化学科	1 6 0	1 6 0	1 6 0
	計	3 2 0	3 2 0	3 2 0
工学部	機械工学科	2 1 1	2 0 2	1 9 3
	応用化学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	応用精密化学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	醗酵工学科	1 6 4	1 6 8	1 7 2
	冶金工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	金属材料工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	造船学科	1 6 4	1 6 8	1 7 2
	電気工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	精密工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	応用物理学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	通信工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5
	溶接工学科	2 0 6	2 1 2	2 1 8
	土木工学科	1 6 5	1 7 0	1 7 5

	建築工学科	165	170	175
	電子工学科	165	170	175
	原子力工学科	165	170	175
	産業機械工学科	165	170	175
	環境工学科	165	170	175
	電子制御機械工学科	40	80	120
	計	3,095	3,210	3,325
基礎工学部	機械工学科	320	320	320
	合成化学科	160	160	160
	電気工学科	165	170	175
	制御工学科	125	130	135
	物性物理工学科	200	200	200
	化学工学科	200	200	200
	生物工学科	160	160	160
	情報工学科	165	170	175
	計	1,495	1,510	1,525
総定員合計		9,240	9,500	9,760

附 則

- この改正は、昭和62年2月18日から施行する。ただし、第9条及び第30条の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。
- 昭和62年3月31日現在在学中の学生については、改正後の第9条及び第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、昭和62年4月15日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 工学部溶接工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 昭和62年度から昭和64年度までの総定員及び総定員合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	昭和62年度総定員	昭和63年度総定員	昭和64年度総定員
文学部	哲学科	341	355	369
	史学科			
	文学科			
	美学科	129	135	141
	日本学科	70	105	140
	計	540	595	650
人間科学部	人間科学科	430	450	470

法学部	法学科	750	790	830
経済学部	経済学科	603	628	653
	経営学科	257	267	277
	計	860	895	930
理学部	数学科	202	204	206
	物理学科	194	211	228
	化学科	205	208	211
	生物学科	83	85	87
	高分子学科	121	122	123
	計	805	830	855
医学部	医学科	680	680	680
歯学部	歯学科	440	440	440
薬学部	薬学科	160	160	160
	製薬化学科	160	160	160
	計	320	320	320
工学部	機械工学科	202	193	184
	応用化学科	170	175	180
	応用精密化学科	170	175	180
	醗酵工学科	168	172	176
	冶金工学科	170	175	180
	金属材料工学科	170	175	180
	造船学科	168	172	176
	電気工学科	170	175	180
	精密工学科	170	175	180
	応用物理学科	170	175	180
	通信工学科	170	175	180
	生産加工工学科	212	218	226
	土木工学科	170	175	180
	建築工学科	170	175	180
	電子工学科	170	175	180
	原子力工学科	170	175	180
	産業機械工学科	170	175	180
	環境工学科	170	175	180
	電子制御機械工学科	80	120	160
	計	3,210	3,325	3,440

基礎工学部	機械工学科	320	320	320
	合成化学科	160	160	160
	電気工学科	175	185	195
	制御工学科	135	145	155
	物性物理工学科	200	200	200
	化学工学科	200	200	200
	生物工学科	160	160	160
	情報工学科	175	185	195
	計	1,525	1,555	1,585
総定員合計		9,560	9,880	10,200

附 則

この改正は、昭和63年1月20日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月20日から施行する。

附 則

- この改正は、昭和63年5月18日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 工学部冶金工学科及び金属材料工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 昭和63年度から昭和65年度までの総定員及び総定員合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	昭和63年度総定員	昭和64年度総定員	昭和65年度総定員
文学部	哲学科	362	383	397
	史学科			
	文学科			
	美学科	136	143	147
	日本学科	105	140	140
	計	603	666	684
人間科学部	人間科学科	457	484	501
法学部	法学科	800	850	870
経済学部	経済学科	628	653	660
	経営学科	267	277	280
	計	895	930	940
理学部	数学科	204	206	208
	物理学科	211	228	228
	化学科	208	211	212

	生物学科	85	87	88
	高分子学科	122	123	124
	計	830	855	860
医学部	医学科	680	680	680
歯学部	歯学科	440	440	440
薬学部	薬学科	160	160	160
	製薬化学科	160	160	160
	計	320	320	320
工学部	機械工学科	193	184	184
	応用化学科	175	180	180
	応用精密化学科	175	180	180
	醗酵工学科	172	176	176
	材料開発工学科	175	180	180
	材料物性工学科	175	180	180
	造船学科	172	176	176
	電気工学科	175	180	180
	精密工学科	175	180	180
	応用物理学科	175	180	180
	通信工学科	175	180	180
	生産加工工学科	218	224	224
	土木工学科	175	180	180
	建築工学科	175	180	180
	電子工学科	175	180	180
	原子力工学科	175	180	180
	産業機械工学科	175	180	180
	環境工学科	175	180	180
	電子制御機械工学科	120	160	160
		計	3,325	3,440
基礎工学部	機械工学科	323	326	329
	合成化学科	163	166	169
	電気工学科	185	195	200
	制御工学科	145	155	160
	物性物理工学科	203	206	209
	化学工学科	198	196	194
	生物工学科	163	166	169

	情報工学科	215	255	290
	計	1,595	1,665	1,720
総定員合計		9,945	10,330	10,455

附 則

- この改正は、平成元年5月17日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 工学部造船学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成元年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成元年度から平成3年度までの総定員及び総定員合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成元年度総定員	平成2年度総定員	平成3年度総定員
文学部	哲学科	383	397	404
	史学科			
	文学科			
	美学科	143	147	148
	日本学科	140	140	140
	計	666	684	692
人間科学部	人間科学科	484	501	508
法学部	法学科	850	870	880
経済学部	経済学科	653	660	660
	経営学科	277	280	280
	計	930	940	940
理学部	数学科	206	208	208
	物理学科	228	228	228
	化学科	211	212	212
	生物学科	87	88	88
	高分子学科	123	124	124
	計	855	860	860
医学部	医学科	680	680	680
歯学部	歯学科	440	440	440
薬学部	薬学科	160	160	160
	製薬化学科	160	160	160
	計	320	320	320
工学部	機械工学科	184	184	184
	応用化学科	180	180	180

	応用精密化学科	180	180	180
	醗酵工学科	176	176	176
	材料開発工学科	180	180	180
	材料物性工学科	180	180	180
	船舶海洋工学科	176	176	176
	電気工学科	180	180	180
	精密工学科	180	180	180
	応用物理学科	180	180	180
	通信工学科	180	180	180
	生産加工工学科	224	224	224
	土木工学科	180	180	180
	建築工学科	180	180	180
	電子工学科	180	180	180
	原子力工学科	180	180	180
	産業機械工学科	180	180	180
	環境工学科	180	180	180
	電子制御機械工学科	160	160	160
	情報システム工学科	40	80	120
	計	3,480	3,520	3,560
基礎工学部	機械工学科	326	329	332
	合成化学科	166	169	172
	電気工学科	195	200	200
	制御工学科	155	160	160
	物性物理工学科	206	209	212
	化学工学科	196	194	192
	生物工学科	166	169	172
	情報工学科	255	290	320
	計	1,665	1,720	1,760
総定員合計		10,370	10,535	10,640

附 則

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成2年4月19日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年度から平成6年度までの総定員（ただし、医学部を除く各学部については、平成4年度までとする。）及び全学部の総定員合計については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成2年度総定	平成3年度総定	平成4年度総定	平成5年度総定	平成6年度総定
-----	-----	---------	---------	---------	---------	---------

		員	員	員	員	員
文学部	哲学科	397	404	404	—	—
	史学科					
	文学科					
	美学科	147	148	148		
	日本学科	140	140	140		
	計	684	692	692		
人間科学部	人間科学科	511	528	538	—	—
法学部	法学科	870	880	880	—	—
経済学部	経済学科	660	660	660		
	経営学科	280	280	280	—	—
	計	940	940	940		
理学部	数学科	208	208	208		
	物理学科	228	228	228		
	化学科	212	212	212	—	—
	生物学科	88	88	88		
	高分子学科	124	124	124		
	計	860	860	860		
医学部	医学科	660	640	620	600	590
歯学部	歯学科	425	410	395	—	—
薬学部	薬学科	160	160	160		
	製薬化学科	160	160	160	—	—
	計	320	320	320		
工学部	機械工学科	184	184	184		
	応用化学科	180	180	180		
	応用精密化学科	180	180	180		
	醗酵工学科	176	176	176		
	材料開発工学科	180	180	180		
	材料物性工学科	180	180	180		
	船舶海洋工学科	176	176	176		
	電気工学科	180	180	180		
	精密工学科	180	180	180		

	応用物理学科	180	180	180		
	通信工学科	180	180	180		
	生産加工工学科	224	224	224		
	土木工学科	180	180	180		
	建築工学科	180	180	180		
	電子工学科	180	180	180		
	原子力工学科	180	180	180		
	産業機械工学科	180	180	180		
	環境工学科	180	180	180		
	電子制御機械工 学科	160	160	160		
	情報システム工 学科	80	120	160		
	計	3,520	3,560	3,600		
基礎工 学部	機械工学科	329	332	332		
	合成化学科	169	172	172		
	電気工学科	200	200	200		
	制御工学科	160	160	160		
	物性物理工学科	209	212	212		
	化学工学科	194	192	192		
	生物工学科	169	172	172		
	情報工学科	290	320	320		
	計	1,720	1,760	1,760		
総定員合計		10,510	10,590	10,605	10,585	10,575

附 則 (抄)

- 1 この改正は、平成3年3月20日から施行し、平成3年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成3年4月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
 2 工学部醸酵工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 3 平成3年度から平成5年度までの総定員及び総定員合計については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成3年度総定員	平成4年度総定員	平成5年度総定員
文学部	哲学科		414	424
	史学科			434
	文学科			

	美学科	148	148	148
	日本文学科	140	140	140
	計	702	712	722
人間科学部	人間科学科	538	558	578
法学部	法学科	890	900	910
経済学部	経済学科	670	680	690
	経営学科	280	280	280
	計	950	960	970
理学部	数学科	208	208	208
	物理学科	228	228	228
	化学科	212	212	212
	生物学科	88	88	88
	高分子学科	124	124	124
	宇宙・地球科学科	40	80	120
	計	900	940	980
医学部	医学科	640	620	600
歯学部	歯学科	410	395	380
薬学部	薬学科	160	160	160
	製薬化学科	160	160	160
	計	320	320	320
工学部	機械工学科	184	184	184
	応用化学科	180	180	180
	応用精密化学科	180	180	180
	応用生物工学科	196	216	236
	材料開発工学科	180	180	180
	材料物性工学科	180	180	180
	船舶海洋工学科	176	176	176
	電気工学科	180	180	180
	精密工学科	180	180	180
	応用物理学科	180	180	180
	通信工学科	180	180	180
	生産加工工学科	224	224	224
	土木工学科	180	180	180
	建築工学科	180	180	180

	電子工学科	180	180	180
	原子力工学科	180	180	180
	産業機械工学科	180	180	180
	環境工学科	180	180	180
	電子制御機械工学科	160	160	160
	情報システム工学科	120	160	160
	計	3,580	3,640	3,660
基礎工学部	機械工学科	332	332	332
	合成化学科	172	172	172
	電気工学科	200	200	200
	制御工学科	160	160	160
	物性物理工学科	212	212	212
	化学工学科	192	192	192
	生物工学科	172	172	172
	情報工学科	320	320	320
	計	1,760	1,760	1,760
総定員合計		10,690	10,805	10,880

附 則

この改正は、平成3年7月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月30日から施行する。

附 則

- この改正は、平成3年12月18日から施行する。
- 改正前の第12条第4号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者（当該施設が改正後の第12条第4号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、改正後の第12条第4号に掲げる者とみなす。

附 則

- この改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 基礎工学部制御工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる学部学科の平成4年度から平成6年度までの総定員及び総定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成4年度総定員	平成5年度総定員	平成6年度総定員
文学部	哲学科	434	454	474
	史学科			
	文学科			

	計	7 2 2	7 4 2	7 6 2
人間科学部	人間科学科	5 5 8	5 7 8	5 8 8
法学部	法学科	9 1 0	9 3 0	9 5 0
経済学部	経済学科	6 8 0	6 9 0	7 0 0
	経営学科	2 9 0	3 0 0	3 1 0
	計	9 7 0	9 9 0	1, 0 1 0
理学部	宇宙・地球科学科	8 0	1 2 0	1 6 0
	計	9 4 0	9 8 0	1, 0 2 0
医学部	医学科	6 2 0	6 0 0	5 9 0
歯学部	歯学科	3 9 5	3 8 0	3 8 0
工学部	応用生物工学科	2 1 6	2 3 6	2 5 6
	計	3, 6 4 0	3, 6 6 0	3, 6 8 0
基礎工学部	電気工学科	2 1 0	2 2 0	2 3 0
	システム工学科	1 8 0	2 0 0	2 2 0
	計	1, 7 9 0	1, 8 2 0	1, 8 5 0
総定員合計		1 0, 8 6 5	1 1, 0 0 0	1 1, 1 5 0

附 則

この改正は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年3月31日現在、医学部及び歯学部 に在学する者については、改正後の第8条、第9条、第14条の3、第27条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成5年10月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる学部学科の平成5年度から平成8年度までの総定員及び総定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄			
学部名	学科名	平成5年度総定員	平成6年度総定員	平成7年度総定員	平成8年度総定員
医学部	医学科	6 0 0	5 9 0	5 8 0	5 8 0
	保健学科	—	1 6 0	3 2 0	5 0 0
	計	6 0 0	7 5 0	9 0 0	1, 0 8 0
総定員合計		1 1, 0 0 0	1 1, 3 1 0	1 1, 5 2 0	1 1, 7 0 0

附 則

- この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 平成6年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第8条、第9条、第10条及び第10条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる学部学科の平成6年度から平成8年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄

に掲げるとおりとする。

左欄		右欄								
学部名	学科名	平成6年度		平成7年度		平成8年度				
		入学定員 及び編入 学定員	収容定員	入学定員 及び編入 学定員	収容定員	入学定員 及び編入 学定員	収容定員			
医学部	医学科	90		590		90		580		
		3年 次編 入学 定員	10	3年 次編 入学 定員	10	3年 次編 入学 定員	10	580		
	保健 学科	看護学専攻	80		80		80		160	
			3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	10	250	
		放射線技術 科学専攻	40		40		40		80	
	3年 次編 入学 定員		—	3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	5	125		
	検査技術科 学専攻	40		40		40		80		
		3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	5	125		
	小計	160		160		160		320		
		3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	—	3年 次編 入学 定員	20	500		
	計			750		900		1,080		
	収容定員合計				11,310		11,520		11,700	

附 則

- 1 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 文学部哲学科、史学科、文学科、美学科及び日本学科並びに工学部応用化学科、応用精密

化学科、応用生物工学科、精密工学科及び応用物理学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成7年度から平成9年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成7年度	平成8年度	平成9年度
		収容定員	収容定員	収容定員
文学部	人文学科	759	746	733
人間科学部	人間科学科	576	564	552
経済学部	経済学科	703	706	699
	経営学科	317	314	311
	計	1,020	1,020	1,010
収容定員合計		11,495	11,650	11,795

附 則

この改正は、平成7年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 理学部高分子学科及び宇宙・地球科学科、工学部電気工学科、通信工学科、電子工学科、原子力工学科及び情報システム工学科並びに基礎工学部合成化学科、化学工学科及び情報工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成8年度から平成10年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄					
学部名	学科名	平成8年度		平成9年度		平成10年度	
		入学定員及び 編入学定員	収容定員	入学定員及 び編入学定 員	収容定員	入学定員及 び編入学定 員	収容定員
人間科学部	人間科学 科	145	574	145	572	145	570
		3年次 編入学 定員		—		3年次 編入学 定員	
経済学部	経済学科	160	698	160	683	160	668
		3年次 編入学 定員		10		3年次 編入学 定員	
	経営学科	75	312	75	307	75	302
計			1,010		990		970
収容定員合計			11,650		11,795		11,760

附 則

この改正は、平成8年7月17日から施行する。ただし、第10条第4項及び第7項の改正規定は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 工学部機械工学科、材料開発工学科、材料物性工学科、生産加工工学科、産業機械工学科及び電子制御機械工学科並びに基礎工学部機械工学科、電気工学科、システム工学科、物性物理工学科及び生物工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄					
学部名	学科名	平成9年度		平成10年度		平成11年度	
		入学定員及び 編入学定員	収容定員	入学定員及び 編入学定員	収容定員	入学定員及び 編入学定員	収容定員
法学部	法学科	220	950	220	940	220	930
		3年次 編入学 定員		20		3年次 編入学 定員	
工学部	応用自然 科学科	239	727	239	966	239	961
	応用理工 学科	277	277	277	554	277	831
	電子情報 エネルギー 工学科	215	435	215	650	215	865
	計	910	3,670	910	3,660	910	3,650
基礎工学部	電子物理 科学科	108	108	108	216	108	324
	システム 科学科	181	181	181	362	181	543
	計	460	1,870	460	1,860	460	1,850
収容定員合計			11,765		11,710		11,690

附 則

- この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 経済学部経済学科及び経営学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部船舶海洋工学科、土木工学科、建築工学科及び環境工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成10年度	平成11年度	平成12年度
		収容定員	収容定員	収容定員
文学部	人文学科	710	700	690
経済学部	経済・経営学科	225	450	685
薬学部	総合薬学科	80	160	240
工学部	応用自然科学科	956	941	926
	応用理工学科	541	805	1,069
	電子情報エネルギー工学科	643	851	839
	地球総合工学科	179	358	537
	計	2,319	2,955	3,371
基礎工学部	電子物理科学科	210	312	414
	化学応用科学科	271	360	358
	システム科学科	355	529	703
	情報科学科	240	320	320
	計	1,076	1,521	1,795
収容定員合計		8,590	9,976	10,961

附 則

- この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成11年度から平成13年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成11年度	平成12年度	平成13年度
		収容定員	収容定員	収容定員
文学部	人文学科	695	680	665
人間科学部	人間科学科	593	586	579
法学部	法学科	920	900	890
経済学部	経済・経営学科	445	675	905
理学部	数学科	206	204	202
	物理学科	382	376	370
	化学科	336	336	336
	生物学科	86	84	82
	計	1,010	1,000	990
工学部	応用自然科学科	932	908	889
	応用理工学科	791	1,041	1,014

	電子情報エネルギー工 学科	843	823	808
	地球総合工学科	339	499	659
	計	2,905	3,271	3,370
基礎工学部	電子物理科学科	310	410	402
	化学応用科学科	356	350	344
	システム科学科	525	695	684
	情報科学科	310	300	290
	計	1,501	1,755	1,720
収容定員合計		9,869	10,747	11,079

附 則

この改正は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

- この改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の3及び第10条の4の規定は、平成12年度入学者から適用する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成12年度	平成13年度	平成14年度
		収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	人間科学科	578	563	548
法学部	法学科	870	830	790
理学部	数学科	204	202	200
	物理学科	365	348	331
	化学科	332	328	324
	生物学科	84	82	80
	計	985	960	935
収容定員合計		10,694	10,973	10,813

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年12月19日から施行する。

附 則

- この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		収容定員	収容定員	収容定員

理学部	数学科	1 9 8	1 9 6	1 9 4
	物理学科	3 2 9	3 1 6	3 1 4
	化学科	3 2 3	3 1 8	3 1 7
	生物学科	8 0	8 0	8 0
	計	9 3 0	9 1 0	9 0 5
工学部	応用自然科学科	8 7 7	8 7 4	8 7 1
	応用理工学科	9 9 8	9 9 6	9 9 4
	電子情報エネルギー工 学科	7 9 7	7 9 4	7 9 1
	地球総合工学科	6 3 8	6 3 6	6 3 4
	計	3, 3 1 0	3, 3 0 0	3, 2 9 0
基礎工学部	電子物理科学科	3 9 9	3 9 8	3 9 7
	化学応用科学科	3 3 9	3 3 8	3 3 7
	システム科学科	6 7 9	6 7 8	6 7 7
	情報科学科	2 7 8	2 7 6	2 7 4
	計	1, 6 9 5	1, 6 9 0	1, 6 8 5
収容定員合計		1 0, 7 5 5	1 0, 7 2 0	1 0, 7 0 0

附 則

この改正は、平成15年2月19日から施行し、平成15年度に入学する者（科目等履修生、聴講生又は、研究生として入学する者を除く。）から適用する。

附 則

この改正は、平成15年9月19日から施行する。

附 則（抄）

- この改正は、平成15年10月15日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左 欄		右 欄		
学部名	学科名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		収容定員	収容定員	収容定員
法学部	法学科	7 4 0	7 2 0	7 1 0
収容定員合計		1 0, 6 6 0	1 0, 6 4 0	1 0, 6 3 0

附 則

この改正は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年9月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成18年2月15日から施行する。
- 改正後の第28条第2項の規定は、この改正施行の日前から引き続き本学に在学する者については、適用しない。
- 理学部生物学科、薬学部総合薬学科及び工学部電子情報エネルギー工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までの次表の左欄に掲げる学部学科（平成21年度及び平成22年度にあつては、薬学部薬学科に限る。）の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄				
学部名	学科名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
理学部	数学科	191	190	189	—	—
	物理学科	310	308	306	—	—
	化学科	314	312	310	—	—
	生物科学科	25	50	75	—	—
	計	840	860	880	—	—
薬学部	薬学科	25	50	75	100	125
	薬科学科	55	110	165	—	—
	計	80	160	240	320	345
工学部	電子情報工学科	162	324	486	—	—
	環境・エネルギー工学科	75	150	225	—	—
	地球総合工学科	592	552	512	—	—
	計	2,689	2,886	3,083	—	—
収容定員合計		9,729	10,026	10,323	10,620	10,645

附 則

この改正は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

- この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条の3の2及び第34条の改正規定は、平成19年2月20日から施行する。
- 平成19年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成19年度から平成22年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応

右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄							
学部名	学科名	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		入学定員及 び編入学定 員	収容定 員	入学定員及 び編入学定 員	収容定 員	入学定員及 び編入学定 員	収容定 員	入学定員及 び編入学定 員	収容定 員
外国語学部	外国語学科	—	—	—	580	—	1,160	—	1,750
		3年次 編入学 定員	—	3年次 編入学 定員	—	3年次 編入学 定員	60	3年 次編 入学 定員	—
法学部	国際公共政 策学科	—	—	—	80	—	160	—	240
	計	—	700	—	780	—	860	—	940
理学部	数学科	—	190	—	189	—	—	—	—
	物理学科	—	308	—	306	—	—	—	—
	化学科	—	312	—	310	—	—	—	—
	生物科学科	25	50	—	105	—	160	—	190
	計	225	860	—	910	—	960	—	990
薬学部	薬学科	—	50	—	75	—	100	—	125
	薬科学科	—	110	—	165	—	—	—	—
	計	—	160	—	240	—	320	—	345
工学部	電子情報工 学科	—	324	—	486	—	—	—	—
	環境・エネ ルギー工学 科	—	150	—	225	—	—	—	—
	地球総合工 学科	—	552	—	512	—	—	—	—
	計	—	2,886	—	3,083	—	—	—	—
基礎工学部	情報科学科	68	272	—	287	—	302	—	317
	計	420	1,680	—	1,695	—	1,710	—	1,725
収容定員合計		10,026		11,028		12,030		12,770	

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までの次表の左欄に掲げる学部学科（平成23年度から平成25年度までには、医学部医学科に限る。）の収容定員及び収容定員合計は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄				
学部名	学科名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
外国語学部	外国語学科	1, 160	1, 750	—	—	—
法学部	国際公共政策学科	160	240	—	—	—
	計	860	940	—	—	—
理学部	生物科学科	160	190	—	—	—
	計	960	990	—	—	—
医学部	医学科	585	590	595	600	605
	計	1, 265	1, 270	1, 275	1, 280	1, 285
薬学部	薬学科	100	125	—	—	—
	計	320	345	—	—	—
基礎工学部	情報科学科	302	317	—	—	—
	計	1, 710	1, 725	—	—	—
収容定員合計		12, 035	12, 780	13, 525	13, 530	13, 535

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成22年度の次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄
学部名	学科名	収容定員
外国語学部	外国語学科	1, 750
法学部	国際公共政策学科	240
	計	940
理学部	生物科学科	190
	計	990
薬学部	薬学科	125
	計	345
基礎工学部	情報科学科	317

計	1, 725
---	--------

3 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成22年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、次表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	605	100	615	100	625	100	635
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—
		3年次編入学定員	10						
	計		1, 285		1, 295		1, 305		1, 315
収容定員合計		12, 795		13, 545		13, 555		13, 565	

学部名	学科名	平成26年度		平成27～31年度		平成32年度		平成33年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	645	100	650	—	645	—	640
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—
	計		1, 325		1, 330		1, 325		1, 320
収容定員合計		13, 575		13, 580		13, 575		13, 570	

学部名	学科名	平成34年度		平成35年度		平成36年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	—	635	—	630	—	625
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—

計		1, 3 1 5	1, 3 1 0	1, 3 0 5
収容定員合計		1 3, 5 6 5	1 3, 5 6 0	1 3, 5 5 5

附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

- この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度までの次表の左欄に掲げる学部学科（平成26年度及び平成27年度にあっては、歯学部歯学科に限る。）の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄				
学部名	学科名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
人間科学部	人間科学科	5 4 7	5 5 4	5 6 1	—	—
歯学部	歯学科	3 6 8	3 5 6	3 4 4	3 3 2	3 2 5

- 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、次表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	1 0 0	6 1 5	1 0 0	6 2 5	1 0 0	6 3 5	1 0 0	6 4 5
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—
	計		1, 2 9 5		1, 3 0 5		1, 3 1 5		1, 3 2 5
収容定員合計			1 3, 5 4 0		1 3, 5 4 5		1 3, 5 5 0		1 3, 5 5 5

学部名	学科名	平成27年度		平成28～31年度		平成32年度		平成33年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	1 0 0	6 5 0	1 0 0	6 5 0	—	6 4 5	—	6 4 0
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—
	計		1, 3		1, 3 3		1, 3		1, 3 2

		30	0	25	0
収容定員合計	13,553	13,546	13,541	13,536	

学部名	学科名	平成34年度		平成35年度		平成36年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	—	635	—	630	—	625
		2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—	2年次編入学定員	—
	計		1,315		1,310		1,305
収容定員合計		13,531		13,526		13,521	

附 則

この改正は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、平成24年2月15日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第5条、第10条、第11条及び第46条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に

「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」

を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

- 4 薬学部薬科学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成31年度から平成35年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄				
学部名	学科名	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
薬学部	薬学科	205	260	315	370	425

- 6 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成31年度から令和13年度までの医学部医学科の入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、次表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	650	100	650	100	650
		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10	
	計		1,330		1,330		1,330
収容定員合計		13,381		13,436		13,491	

学部名	学科名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	650	97	647	97	644
		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10	
	計		1,330		1,307		1,284
収容定員合計		13,546		13,598		13,650	

学部名	学科名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	98	642	98	640	95	635
		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10		2年次編入学定員 10	
	計		1,282		1,280		1,275
収容定員合計		13,708		13,766		13,821	

学部名	学科名	令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		入学定員及び編 入学定員	収容定員	入学定員及び 編入学定員	収容定員	入学定員及び 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	95		95		95	
		2年次編 入学定員	10	2年次編 入学定員	10	2年次編 入学定員	10
	計		1,270		1,268		1,266
収容定員合計		13,876		13,874		13,872	

学部名	学科名	令和13年度		
		入学定員及び編 入学定員	収容定員	
医学部	医学科	95		623
		2年次編 入学定員	10	
	計		1,263	
収容定員合計		13,869		

附 則

この改正は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 令和2年9月30日現在理学部、工学部又は基礎工学部の化学・生物学複合メジャーコースに在学中の者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、令和5年度の次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄
学部名	学科名	令和5年度
		収容定員

医学部	保健学科	看護学専攻	330
		放射線技術科学専攻	165
		検査技術科学専攻	165
		小計	660
	計	1,307	
工学部	応用自然科学科	871	
	応用理工学科	995	
	電子情報工学科	654	
	計	3,292	
基礎工学部	システム科学科	684	
	計	1,748	

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄		
学部名	学科名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		収容定員	収容定員	収容定員
工学部	応用自然科学科	879	884	889
	電子情報工学科	688	716	744
	計	3,337	3,370	3,403
基礎工学部	電子物理科学科	400	404	408
	システム科学科	697	702	707
	情報科学科	350	368	386
	計	1,783	1,810	1,837

附 則

- この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和8年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の7第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1
収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員		収容定員	
文学部	人文学科	165		660	
人間科学部	人間科学科	137		568	
		3年次編入学定員	10		
外国語学部	外国語学科	580		2,340	
		3年次編入学定員	10		
法学部	法学科	170		700	
		3年次編入学定員	10		
	国際公共政策学科	80		320	
計				1,020	
経済学部	経済・経営学科	220		900	
		3年次編入学定員	10		
理学部	数学科	47		188	
	物理学科	76		304	
	化学科	77		308	
	生物科学科	55		220	
	計	255		1,020	
医学部	医学科	95		620	
		2年次編入学定員	10		
	保健学 科	看護学専攻	80		320
		放射線技術科学専攻	40		160
		検査技術科学専攻	40		160
		小計	160		640
計				1,260	
歯学部	歯学科	53		318	
薬学部	薬学科	80		480	
工学部	応用自然科学科	222		894	
		3年次編入学定員	3		
	応用理工学科	248		998	
		3年次編入学定員	3		
	電子情報工学科	190		772	
		3年次編入学定員	6		
	環境・エネルギー工学科	75		300	
地球総合工学科		118		472	
計		853		3,436	
基礎工学部	電子物理科学科	103		412	
	化学応用科学科	84		336	
	システム科学科	174		712	
		3年次編入学定員	8		
	情報科学科	101		404	
計		462		1,864	
収容定員合計				13,866	

別表2

一 本学を卒業した場合の学位記の様式（別表2の二に該当する場合を除く。）

第 号	令和 年 月 日	大阪大学〇〇学部 大阪大学総長 氏	め 学 士 （ 〇 〇 ） の 学 位 を 授 与 す る	本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認 め	大 学 印	学 位 記
		名 名 印 印			氏	
					年 月 名 日 生	

二 外国語学部若しくは理学部生物科学科又は人間科学部の人間科学コースを卒業した場合の学位記の様式

第 号	令和 年 月 日	大阪大学〇〇学部 大阪大学総長 氏	と を 認 め 学 士 （ 〇 〇 ） の 学 位 を 授 与 す る	本学〇〇学部〇〇学科（〇〇）所定の課程を修めて本学を卒業したこ とを認め	大 学 印	学 位 記
		名 名 印 印			氏	
					年 月 名 日 生	

備考 学科の括弧の〇〇内は、外国語学部については専攻の名称を、その他の場合についてはコースの名称を記入する。

○大阪大学大学院学則（案）

第1章 総則

（趣旨及び目的等）

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（課程及び標準修業年限）

第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

7 第10条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
人間科学研究科	人間科学	博士課程
法学研究科	法学・政治学	博士課程
経済学研究科	経済学、経営学系	博士課程
理学研究科	数学、物理学、化学、生物科学、高分子科学、宇宙地球科学	博士課程
医学系研究科	医学、保健学	博士課程
	医科学	修士課程
歯学研究科	口腔科学	博士課程
薬学研究科	創成薬学、医療薬学	博士課程
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング	博士課程
基礎工学研究科	物質創成、機能創成、システム創成	博士課程
国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策	博士課程
情報科学研究科	情報科学、情報基礎数学	博士課程
生命機能研究科	生命機能	博士課程

高等司法研究科	法務	法科大学院の課程
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所	小児発達学	博士課程

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に定める専門職大学院とする。

（課程の目的）

第4条 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第5条の4 本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、第9条の4第1項及び第12条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、開設するものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

（特定分野大学院プログラム等）

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

特定分野大学院プログラム

分野連携大学院プログラム

卓越大学院プログラム

博士課程教育リーディングプログラム

理工情報系オナー大学院プログラム

人文社会科学系オナー大学院プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院副専攻プログラム等）

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラム等を開設する。

大学院副専攻プログラム

大学院等高度副プログラム

高度教養モジュール

2 前項の各プログラム等に関し必要な事項は、別に定める。

(学修証明書等)

第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあつては、研究指導を除くものとする。

2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2の2及び第10条の2の3の規定を準用する。

4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目(以下「大学院横断教育科目」という。)

博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目(以下「リーディングプログラム科目」という。)

国際交流科目

5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。

6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長(研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第8条 本学大学院においては、研究科長が当該研究科教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第10条の3第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(特別の課程における学修)

第8条の2 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。当該条及び次条において同じ。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第3項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の3 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第24条の2第1項

に規定する入学又は第32条第2項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を限度として、第15条に規定する単位に充当することができるものとし、第8条第3項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第8条の4 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修、特別の課程における学修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導（第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあっては、1年を超えることはできない。

（成績評価基準等の明示等）

第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条の3 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（組織的な研修等）

第9条の4 本学大学院においては、教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 専門職大学院においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（試験及び評価）

第11条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、A+からC-までを合格、Fを不合格とする。

A+（90点以上）

A（85点以上90点未満）

A-（80点以上85点未満）

B+（75点以上80点未満）

B（70点以上75点未満）

C+（65点以上70点未満）

C（61点以上65点未満）

C-（60点以上61点未満）

F（60点未満）

(学位論文の提出等)

第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 生命機能研究科の博士課程に5年以上(第24条の2の規定により入学を許可された者にあつては3年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

(学位論文の審査等)

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

(修了要件)

第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。

4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年(修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年(修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者につ

いては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第15条の2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程における在学期間（同条第4項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

（学位の授与）

第16条 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

- 2 第15条第9項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務博士の学位を授与する。
- 3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学	文学
	言語文化学	言語文化学
	日本語・日本文化	日本語・日本文化
人間科学研究科	人間科学	人間科学
法学研究科	法学	法学

経済学研究科	経済学 応用経済学 経営学	経済学 応用経済学 経営学
理学研究科	理学	理学
医学系研究科	医科学 公衆衛生学 保健学 看護学	医学 保健学 看護学
歯学研究科		歯学
薬学研究科	薬科学	薬科学 薬学
工学研究科	工学	工学
基礎工学研究科	工学	工学 理学
国際公共政策研究科	国際公共政策	国際公共政策 法学 経済学
情報科学研究科	情報科学 理学 工学	情報科学 理学 工学
生命機能研究科	生命機能学 理学 工学	生命機能学 理学 工学
大阪大学・金沢大学 ・浜松医科大学・千 葉大学・福井大学連 合小児発達学研究科	小児発達学	小児発達学

2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第19条 削除

第4章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更
(入学資格等)

第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置

付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)又は専攻科(当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程(学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。)における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの(当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。)
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第21条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第22条 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学者に対しては、入学者受入れの方針に基づき学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 法科大学院の課程の入学者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより入学者受入れの方針に基づき選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第23条 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第24条 後期課程の入学者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、

各研究科において定めるところにより、入学者受入れの方針に基づきそれぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

（在学年限）

第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延

長することができる。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(入学の時期等)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

2 入学の手續、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規定を準用する。

3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

(1) 第38条第1項の規定により入学金の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第38条の2の規定による入学金の徴収猶予の可否を決定された者

(休学)

第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修業年限に算入するものとする。

(転科等)

第32条 転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

2 再入学を志願するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志願するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学金及び授業料

(検定料の納付)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(入学金の納付)

第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学金を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(授業料の納付)

第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（検定料の免除）

第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

（入学料の免除等）

第38条 本学大学院に入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。）であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

（1）入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（2）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 第29条第3項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。

第38条の2 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

（授業料の免除等）

第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第39条の2 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第22条第2項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第2条第5項において定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。

3 第36条第2項の規定により、学部学則第46条第2項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 収容定員

（収容定員）

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第8章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生（特別研究学生等）

第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。

2 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所（各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、免疫学フロンティア研究センター、量子情報・量子生命研究センター、ヒューマン・メタバース疾患研究拠点及び感染症総合教育研究拠点をいう。）において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。

3 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- 5 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。
- 6 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。
- 7 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を外国人留学生という。
- 8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

（履修証明プログラム）

第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

（教員組織）

第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

- 2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第12章 研究科委員会等

（研究科委員会等）

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。

- 2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）

第45条 研究科（高等司法研究科を除く。以下同じ。）は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

（国際連携教育課程の編成）

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

（共同開設科目）

第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

- 2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により当該研究科及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したのものとして認定することができ、若しくは修得したのものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第8条の2の規定により修得したのものとして認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第34条本文、第35条本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

(その他)

第51条 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

1 この学則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(略)

附 則

1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

2 薬学研究科創成薬学専攻の修士課程は、改正後の第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 経済学研究科政策専攻の前期課程は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 歯学研究科統合機能口腔科学専攻及び分子病態口腔科学専攻並びに薬学研究科分子薬科学専攻、応用医療薬科学専攻及び生命情報環境科学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる

日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年5月28日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日現在医学系研究科の修士課程に在学中の者については、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 経済学研究科政策専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 人間科学研究科グローバル人間学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第29条、第50条及び別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第5条の3、第5条の4第1項、第5条の5第1項、第46条及び第47条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大阪大学博士課程教育リーディングプログラム「生体統御ネットワーク医学教育プログラム」規程（平成24年3月21日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の5」を「第5条の6」に改める。

附 則

1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 工学研究科生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻及び環境・エネルギー工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻

に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 文学研究科文化形態論専攻、文化表現論専攻及び文化動態論専攻並びに言語文化研究科言語文化専攻、言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄				
研究科名	専攻名	令和4年度			令和5年度	
		博士課程の前期課程	博士課程の後期課程	収容定員	博士課程の後期課程	収容定員
人文学研究科	人文学	47	14	226	28	452
	言語文化学	32	15		30	
	外国学	25	11		22	
	日本学	40	18		36	
	芸術学	17	7		14	
	計	161	65		130	
経済学研究科	経済学	105	—	—	—	—
	経営学系	61	—	—	—	—
	計	166	—	—	—	—
合計		4,245	2,971	7,216	3,036	7,442

- 令和4年3月31日現在在学中の者については、改正後の第6条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合において、改正前の第6条の適用については、同条第4項中「グローバルイニシアティブ科目」の次に「国際交流科目」を加えるものとし、同条第5項中「及びグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目及び国際交流科目」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄	
研究科名	専攻名	令和5年度	
		博士課程の前期課程	収容定員
薬学研究科	創成薬学	90	190
	計	90	
合計		4,346	7,382

附 則

- この改正は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄	
研究科名	専攻名	令和6年度	
		博士課程の 前期課程	収容定員
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学 研究科	小児発達学	15	60
	計	15	
合計		4,301	7,402

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年3月31日現在国際公共政策研究科の博士課程の後期課程に在学中の者については、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの薬学研究科及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	令和7年度		令和8年度	
		博士課程の 後期課程、 薬学の博士 課程	収容定 員	博士課程の 後期課程、 薬学の博士 課程	収容定 員
薬学研究科	創成薬学	48	127	36	124
	医療薬学	49		58	
	計	97		94	
合計		3,098	7,414	3,095	7,411

研究科名	専攻名	令和9年度	
		博士課程の 後期課程、 薬学の博士 課程	収容定 員
薬学研究科	創成薬学	24	121
	医療薬学	67	
	計	91	
合計		3,092	7,408

附 則

- この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 令和8年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和8年度及び令和9年度の医学系研究科及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	令和8年度		令和9年度	
		修士課程、	博士課程の	収容定	博士課程の

		博士課程の 前期課程	後期課程、 医学の博士 課程	員	後期課程、 医学の博士 課程	員
医学系研究 科	医学	—	688	982	688	1,005
	医科学	40	—		—	
	保健学	182	72		75	
	計	222	760		763	
合計		4,336	3,098	7,434	3,098	7,454

附 則

- この改正は、令和9年4月1日から施行する。
- 情報科学研究科情報数理学専攻、コンピュータサイエンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻及びバイオ情報工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年度及び令和10年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和9年度			令和10年度	
		博士課程の 前期課程	博士課程の 後期課程	収容定 員	博士課程の 後期課程	収容定 員
情報科学 研究科	情報科学	148	38	225	76	411
	情報基礎数学	—	—		—	
	計	172	53		91	
合計		4,208	3,022	7230	3,060	7,428

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士 課程の前期課程 又は法科大学院 の課程		博士課程の後期 課程、医学・歯 学・薬学の博士 課程又は生命機 能研究科の博士 課程		収容 定員
		1年当	収容 定員	1年当	収容 定員	
人文学研究科	人文学	47	94	14	42	517
	言語文化学	32	64	15	45	
	外国学	25	50	11	33	
	日本学	40	80	18	54	
	芸術学	17	34	7	21	
	計	161	322	65	195	
人間科学研究科	人間科学	89	178	42	126	304
	計	89	178	42	126	
法学研究科	法学・政治学	35	70	12	36	106
	計	35	70	12	36	
経済学研究科	経済学	55	110	20	60	241
	経営学系	28	56	5	15	
	計	83	166	25	75	
理学研究科	数学	32	64	16	48	910
	物理学	68	136	33	99	

	化学	60	120	30	90	
	生物科学	54	108	23	69	
	高分子科学	24	48	11	33	
	宇宙地球科学	28	56	13	39	
	計	266	532	126	378	
医学系研究科	医学	—	—	172	688	1,008
	医科学	20	40	—	—	
	保健学	101	202	26	78	
	計	121	242	198	766	
歯学研究科	口腔科学			40	160	160
	計			40	160	
薬学研究科	創成薬学	15	30	20	60	130
	医療薬学	—	—	10	40	
	計	15	30	30	100	
工学研究科	生物工学	63	126	12	36	2,174
	応用化学	97	194	26	78	
	物理学系	72	144	19	57	
	機械工学	96	192	23	69	
	マテリアル生産科学	118	236	31	93	
	電気電子情報通信工学	141	282	30	90	
	環境エネルギー工学	82	164	16	48	
	地球総合工学	104	208	23	69	
	ビジネスエンジニアリング	38	76	4	12	
	計	811	1,622	184	552	
基礎工学研究科	物質創成	113	226	31	93	744
	機能創成	59	118	15	45	
	システム創成	95	190	24	72	
	計	267	534	70	210	
国際公共政策研究科	国際公共政策	19	38	11	33	133
	比較公共政策	16	32	10	30	
	計	35	70	21	63	
情報科学研究科	情報科学	148	296	38	114	449
	情報基礎数学	12	24	5	15	
	計	160	320	43	129	
生命機能研究科	生命機能			55	275	275
	計			55	275	
高等司法研究科	法務	80	240			240
	計	80	240			
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	小児発達学	15	30	15	45	75
	計	15	30	15	45	
	合計	2,138	4,356	923	3,110	7,466

大阪大学大学院学則の改正事項

【第3条】

- ・情報科学研究科情報数理学専攻、コンピュータサイエンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻及びバイオ情報工学専攻の廃止、情報科学専攻の新設、所要の改正を行う。

【大学院収容定員表】

- ・上記改正（R9.4.1）に伴う入学定員及び収容定員の変更

以上

大阪大学大学院学則の一部改正（案）

現 行

（略）

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
（略）	（略）	（略）
情報科学研究科	情報基礎数学、情報数理学、コンピュータサイエンス、情報システム工学、情報ネットワーク学、マルチメディア工学、バイオ情報工学	博士課程
（略）	（略）	（略）

2 （略）

（略）

（収容定員）

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

（略）

改 正（案）

（略）

（同左）

第3条 同左

研究科名	専攻名	課程の別
（略）	（略）	（略）
情報科学研究科	情報科学、情報基礎数学	博士課程
（略）	（略）	（略）

2 （略）

（略）

（同左）

第40条 同左

（略）

附 則

- 1 この改正は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 情報科学研究科情報数理学専攻、コンピュータサイエンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻及びバイオ情報工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和

9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年度及び令和10年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄				
研究科名	専攻名	令和9年度			令和10年度	
		博士課程の前期課程	博士課程の後期課程	収容定員	博士課程の後期課程	収容定員
情報科学研究科	情報科学	148	38	225	76	411
	情報基礎数学	二	二		二	
	計	172	53		91	
合計		4,208	3,022	7230	3,060	7428

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定	1年当	収容定	

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定	1年当	収容定	

			員		員		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
情報科学 研究科	情報基礎 数学	12	24	5	15	449	
	情報数理 学	20	40	5	15		
	コンピュ ータサイ エンス	26	52	6	18		
	情報シス テム工学	26	52	7	21		
	情報ネッ トワーク 学	26	52	7	21		
	マルチメ ディア工 学	26	52	7	21		
	バイオ情 報工学	24	48	6	18		
	計	160	320	43	129		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
合計		2,138	4,356	923	3,110		7,466

			員		員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
情報科学 研究科	情報科学 情報基礎 数学	148	296	38	114	449
		12	24	5	15	
	計	160	320	43	129	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		2,138	4,356	923	3,110	7,466

大阪大学大学院情報科学研究科教授会規程

第1条 大阪大学大学院情報科学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、大阪大学大学院情報科学研究科に置かれる基幹講座の専任教授及び協力講座の教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、前項に規定する以外の者を教授会の構成員に加えることができる。

第2条 教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に支障のあるときは、評議員がその職務を代行する。

3 研究科長以外の構成員は、会議の目的である事項を示して、研究科長に教授会の招集を求めることができる。

第3条 教授会を招集するときは、あらかじめその目的である事項を構成員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第4条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、法令又は他の規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 海外渡航中により欠席の者及び休職中の者は前項に定める定足数から除外する。

第5条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、法令又は他の規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第6条 一時の事故のため教授会に欠席する者は、会議の目的である事項について、あらかじめ封書による意見書を研究科長に委託することができる。

第7条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会において、その確認を得なければならない。

第8条 教授会から委託された審議事項を審議するため、教授会に代議員会又は専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置き、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

2 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年11月1日から施行する。